

📎 相続税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 23 号(2017 年 7 月)

📎 << - - 普通養子縁組の条件 - - >> 📎

📍 [普通養子と特別養子]

養子制度には、普通養子と特別養子という 2 つの制度があり、これらの制度は、養子となる為の手続きは勿論のこと、養親や養子とな為の条件、実親との関係や離縁等の点において多くの相違点があります。

📍 [普通養子縁組の条件]

では、今回は「普通養子縁組」をする場合の条件についてみてみましょう。

📍 [条件 1 : 養子をとることができる年齢]

養子をとろうとする者(養親)は、成年に達している必要があります。(民法第 792 条)

但し、ここでいう「成年」には「二十歳に達した者」だけではなく、満二十歳に達していなくても婚姻をしていれば、その者も「成年」に含まれます。(民法第 753 条)

よって、二十歳未満の者であっても婚姻をしていれば、養子をとることが可能になります。

📍 [条件 2 : 目上の親族や年上は養子にとれない]

自分からみて年上の者や尊属に該当する者を養子にすることはできません。(民法第 793 条)

よって、たとえ自分より年下であっても叔父や叔母を養子にすることはできないのです。

📍 [条件 3 : 後見している者を養子にとる場合]

後見人が、後見人によって保護される未成年被後見人や成年被後見人を養子にとる場合には、養子となる者の住所地域にある家庭裁判所の審判を得る必要があります。(民法第 794 条)

📍 [条件 4 : 夫婦共同でしなければならない]

夫婦が未成年者の養子をとる場合には、そ

の夫婦の両方が養親とならなければならず、夫又は妻の一方のみが単独で養親になることはできません。(民法第 795 条)

「未成年の養子を育てるには、夫婦の協力が必要」という趣旨から設けられた規定です。

📍 [条件 5 : 配偶者の同意が必要]

婚姻している者が養親となる場合、又は、養子になる場合には、自分の配偶者の同意を得る必要があります。(民法第 796 条)

配偶者が知らない間に共同相続人となり得る人が生じていると困るからです。

📍 [条件 6 : 養子が 15 歳未満の場合]

養子となる者が 15 歳未満の場合には、その者を代理する親権者、又は、未成年後見人といった法定代理人が本人に代わって養子縁組を承諾します。(民法第 797 条 1 項)

よって、満 15 歳に達した者は、法定代理人の同意無しに自分の自由意思で養子縁組を行うことができます。

📍 [条件 7 : 未成年者を養子にする場合]

未成年者を養子とする場合には、その子の住所地域にある家庭裁判所の許可を得なければなりません。(民法第 798 条)

但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合には、家庭裁判所の許可は不要です。

📍 [条件 8 : 養子縁組の届出が必要]

養子縁組は、その届出が市区町村役場に受理されて初めて成立します。(民法第 799 条)

また、養子縁組の届出は、養子縁組をする者双方と成年の証人二人以上とにより口頭又は署名した書面で行う必要があります。

📍 [終わり] 📍